

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	社会福祉法人の設立認可
根拠法令及び条項	社会福祉法第 31 条第 1 項
所 管 部 局 課 名	福祉部 指導監査課
概 要	<p>主たる事務所を寝屋川市域に置き、行う事業が寝屋川市域を超えない社会福祉法人を設立しようとする場合、社会福祉法第 31 条第 1 項各号に規定される事項を定款に定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について寝屋川市長の認可を受けなければなりません。</p> <p>なお、事前審査が必要となりますので、あらかじめ福祉部指導監査課に御相談ください。</p>
審 査 基 準	<p>「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知) 別紙 1 社会福祉法人審査基準第 1 から第 3 まで、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日付け障企第 59 号、社援企第 35 号、老計第 52 号、児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知) 別紙社会福祉法人審査要領第 1 から第 3 までに定める基準(別紙のとおり)を適用します。</p>
標 準 処 理 期 間	<p>30 日</p> <p>ただし、次に掲げる日は除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土曜日及び日曜日 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日 3 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	社会福祉法人の定款変更の認可
根拠法令及び条項	社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項
所 管 部 局 課 名	福祉部 指導監査課
概 要	<p>寝屋川市長が所轄庁である社会福祉法人の定款の変更は、寝屋川市長の認可が必要です。</p> <p>(寝屋川市長への届出で足りる「事務所所在地の変更」、「基本財産の増加」又は「公告の方法の変更」に係る変更は除きます。)</p>
審 査 基 準	<p>「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知) 別紙 1 社会福祉法人審査基準第 1 から第 3 まで及び「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日付け障企第 59 号、社援企第 35 号、老計第 52 号、児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知) 別紙社会福祉法人審査要領第 1 から第 3 までに定める基準(別紙のとおり)を適用します。</p>
標 準 処 理 期 間	<p>15 日</p> <p>ただし、次に掲げる日は除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土曜日及び日曜日 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日 3 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
備 考	